

(仮称)西東京市商工業振興基本条例(案)

(目的)

第1条

この条例は、地域経済が市民生活の礎であることにかんがみ、西東京市における商工業振興に関する基本的な事項を定めることにより、市内商工業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって市民生活の向上と活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条

商工業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を第一義とし、健康、安全、環境、少子高齢化及び障害者への配慮をしながら、事業者、商工会等、市民及び市が一体となり、推進していくことを基本とする。

(定義)

第3条

この条例において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「商工業」とは、商業、工業等、農業を除く全ての産業をいう。
- (2) 「事業者」とは、市内において商工業を営む者又は営もうとする者をいう。
- (3) 「商店会」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された事業協同組合(同業種のみで設立している団体を除く。)

ウ 次に掲げる事項に照らし、市長が商店会と認めるもの

(ア) 市内の地域内で、小売商業等に属する事業者の相当数がまとまってその事業を営み、かつ、商店街の活性化を図る組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上まとまった買物の場として認識されていること。

- (4) 「商店会等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店会

イ 商店会の連合会

(ア) 商店街振興組合法により設立された連合会

(イ) 中小企業等協同組合法により設立された連合会（同業種のみで設立している団体を除く。）

(ウ) (ア)又は(イ)以外で、市内に組織された商店会連合会

(5) 「商店街」とは、市内において小売商業等が集積している地域をいう。

(6) 「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に規定する大規模小売店舗をいう。

(7) 「商工会等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）により設立された団体

イ 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）により設立された団体

(8) 「市民」とは、市に在住、在勤若しくは在学する者をいう。

（役割）

第 4 条

事業者は、市民の生活と商工業の振興が調和した地域社会を構築するために、健康、安全、環境、少子高齢化及び障害者への配慮をしなければならない。

2 商店会等及び大規模小売店舗は、自らが地域の核として賑わいと交流の場であることを認識し、交通渋滞の緩和及び改善等周辺住民の利便の確保並びに騒音等周辺の生活環境の悪化の防止及び改善に配慮しなければならない。

3 商店会等は、商店街活性化に関する計画等を策定し、その計画への参加及び協力を商店街に立地する全ての事業者に働きかけるなかで、商店会等への加入等及び地域の核として賑わいと交流の場となるのに資する事業に対する理解を醸成するよう努めるものとする。

4 商店街に立地する事業者は、商店街の一員としての自覚のもとに、商店街の振興のため、商店会等への加入等により相互に協力するとともに、当該商店会等が商店街活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

5 市民及び市内の商工業にかかわる者は、商工業の振興が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

6 商工会等及び市は、事業者の自主的な努力を促進及び支援するため、次に掲げる施策を行う。

(1) 融資あっせん

(2) 創業に対する支援

- (3) 国及び東京都等の行う中小企業支援施策についての情報提供
- (4) 経営の安定及び革新並びに連携等の指導及び相談
- (5) 空き店舗に対する情報収集と対策への支援
- (6) その他この条例の目的を達するために必要な支援